

⑨乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

保護者の就労等の理由に関係なく保育所等において、0歳6か月から満3歳未満の未就園児（保育所に入所している場合やその他の内閣府令で定めるものを除く）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳6か月から満1歳未満の未就園児	人時間/月	-	70	70	60	60
	1歳の未就園児	人時間/月	-	40	40	40	30
	2歳の未就園児	人時間/月	-	20	20	20	20
	合計①	人時間/月	-	130	130	120	110
確保方策	0歳6か月から満1歳未満の未就園児	人時間/月	-	70	70	60	60
	1歳の未就園児	人時間/月	-	40	40	40	30
	2歳の未就園児	人時間/月	-	20	20	20	20
	合計②	人時間/月	-	130	130	120	110
過不足(②-①)		人時間/月	-	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

乳児等通園支援事業については、保育所2所において、今後のニーズ量に対し提供体制を確保できる見通しとなっており、令和8年度より提供を開始します。

なお、保育所の一時預かり事業において、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、こども園と情報を共有する体制を整備し、教育・保育施設との連携・接続を推進します。